

## 宮崎県青少年自然の家における 新型コロナウイルス対応ガイドライン

### 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会活動の両立を図っていくにあたり、青少年自然の家(以下施設)において、提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を実践することが必要と考える。そのため以下の対策を講じた上で、施設の運営をしていくものとする。

尚、本ガイドラインについては最新の新型コロナウイルスの感染状況や専門家の知見、利用者の要望、施設側の受入体制等を踏まえて、適宜必要な見直しを行っていく。

### 2. 施設運営及び利用の目安

#### I. 共通事項

- ・施設の所在する圏域が「感染急増圏域」(赤地域)となった場合には、施設を利用中止とする。
- ・「感染急増圏域」(宮崎県内)、及び「感染拡大地域」「感染流行地域」「感染注意地域」(宮崎県外)からの受入(日帰りも含む)については、利用の自粛を要請する。
- ・上記の圏域や地域は利用当日の状況で判断されるのが原則であるが、感染状況は随時更新されるため、「予約受付日」「施設利用の概ね3日前まで」の感染状況によって、中止や延期の可能性があることを利用団体もしくは利用者に対し周知徹底を図る。

#### II. 主催事業

- ・「感染拡大緊急警報」(レベル3)、「緊急事態宣言」(レベル4)が発令された場合、不特定多数の者が集まる主催事業については中止または延期とする。
- ・ただし「感染拡大緊急警報」(レベル3)の発令期間中であっても、参加者(団体構成員)の特定が可能な団体が単独で参加する主催事業については、利用団体の所在地の感染状況や活動内容などを勘案し、実施の可否を判断する。
- ・出前事業については、利用団体の意向を確認し、ガイドラインを遵守した上で実施する。ただし、県内の感染状況を踏まえ、特に「感染急増圏域」においてはこれを実施しない。

注:「感染急増圏域」「感染拡大地域」「感染流行地域」「感染注意地域」については、宮崎県ホームページの『新型コロナウイルス感染症対策特設サイト』で発表されているものを基準とする。

### 3. 利用者・利用団体への施設利用時の健康状態のチェックの徹底

#### I. 利用者の受入れと利用団体への協力依頼

- ・利用団体は、入所前に全利用者の健康チェックを行い、発熱や咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がみられる利用者については、施設利用を認めない。
- ・利用者本人またはその同居家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合、もしくは本人が以前利用した施設で感染者が出たということが判明した場合には、その接触した日から2週間を過ぎるまでは利用の自粛を要請する。
- ・「感染急増圏域」「感染拡大地域」「感染流行地域」「感染注意地域」で滞在歴がある利用者については、発熱や咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がなければ、利用を可能とする。ただし、利用者本人もしくはその同居家族が、接待を伴う飲食店等の利用があった旨を申し出た場合には、その内容を確認し利用の自粛を要請する場合がある。
- ・別添のチェックリストを利用前に配布し、利用後に回収する。

#### II. 施設の対応

- ・利用期間中においても体調不良者が出た場合、救護室等でチェックし、状況によっては退所を要請する。
- ・出前事業については、派遣する職員の直近2週間以内の発熱や体調不良などがないことを確認して派遣する。

### 4. 施設の各エリア、場面ごとの共通対策

＝3つの密（密閉、密集、密接）を避ける＝

- ・利用者や職員等がお互いの距離を適切（出来れば2m、最低1m）に保つよう工夫する。
- ・屋内は可能な限り、常に換気を行う。
- ・利用者や職員は、屋内の施設利用中にはマスクを着用する。
- ・手洗いや手指の消毒を徹底する。  
(注意喚起のため「トイレの後と食事の前は手洗いの徹底」等の張り紙を各所に貼る)
- ・消毒液はいつでも使用できるよう施設内の複数個所に設置し、適宜補充をする。
- ・利用者が手に触れる場所については、消毒作業や拭き取り作業を定期的に行う。
- ・近距離や大声での会話は出来るだけ避ける。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を極力減らす。

### 5. 各エリアでの感染対策

#### I. 宿泊室

- ・利用者の就寝スペースは隣と1.5m以上空ける。
- ・上記の間隔が取れない場合は、アクリル板やビニール等で仕切りをつける。
- ・入口のドアと窓（網戸状態）をできるだけ開放し、換気を保つ。

#### II. レストラン（食堂）

- ・レストラン入口では手指の消毒を徹底する。
- ・食事の提供方法は利用人数により変更する。

- ① 30人程度まではレストラン職員が盛りつけて、食事を提供する。
- ② 30人を超える利用の場合にはバイキングレーンでの提供とする。
- ・但し、バイキングレーンを使用する場合は、必ずマスクを着用し、私語の禁止を徹底する（貼紙等で掲示をし、周知を図る）。
- ・食事を置く台はアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる定期的な消毒を行う。
- ・バイキングレーンでの「マスクの着用」、「私語の禁止」、利用団体の入れ替わりの際の「テーブル消毒」等について実践できるよう、利用団体にも協力を依頼する。
- ・トングを使用する場合には、レストラン職員が15分程度をめぐりに交換をする。
- ・座席は対面にならないよう片側のみに着席する。但し、飛沫防止用パーテーション等で区切りを設ける場合は、対面での着席も可とする。
- ・複数団体の利用の場合は、可能な限り食事時間をずらして提供する。

### Ⅲ. 浴場

- ・入場人数の制限をし、利用者は交替で利用する。
- ・利用状況を見ながら、シャワーのみの使用も検討する。
- ・浴槽を利用する場合は、身体を洗ってから浴槽に入ることを徹底する。

### Ⅳ. トイレ

- ・トイレ内は通常の清掃を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・タオルは共同利用しない。

### Ⅴ. マイクロバス

- ・座席間の距離を保って着席する。
- ・車内でもマスクを着用の上、出来るだけ会話を控える。
- ・安全面に注意しながら、窓を開けて、密閉状態を回避する。

## 6. 清掃作業や消毒作業の注意点

- ・使用済のリネン類はビニール袋や蓋つき収納ケース等で密閉し、回収後に人が触れないようにする。
- ・消毒作業中はマスクとゴム手袋を着用し、手で顔（目、鼻、口）を触らない。
- ・作業後は、しっかりと手洗い、うがい、手指の消毒をする。
- ・消毒については、状況に応じて利用団体引率者にも協力を依頼する。

## 7. 利用者・職員の感染疑いの際の対応

- ・万が一、感染が疑われる利用者が出た場合、他の利用者と隔離できる部屋に一時待機させる。
- ・職員に感染疑いが出た場合は、即座に業務から離れて帰宅（または医療機関の受診）させ、濃厚接触と思われる利用団体、関係場所の把握を行う。
- ・感染疑い者の接触場所の消毒の徹底と接触の可能性のある人に対して適切に対処し、対応するスタッフも限定する。
- ・感染の疑いのある場合、本人もしくは親権者の同意を得て、「新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（0985-78-5670）」に連絡し、保健所の指示に従う。